5　安心して医療を受けたい

後期高齢者医療制度 …… 58

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）…… 61

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度 …… 62

後期高齢者医療制度

○被保険者となる方

（１）75歳以上の方（生活保護を受けている方は除く）

（２）65歳～75歳未満の方のうち、つぎの程度の心身の障がいがあり、岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

- ●身体障害者手帳１～３級
- ●身体障害者手帳４級の一部（音声、言語、下肢の障害の一部）
- ●精神障害者保健福祉手帳１・２級
- ●療育手帳Ａ１・Ａ２
- ●障害年金受給者（法で定められた方）

○被保険者となる日

（１）満75歳の誕生日当日

（２）65歳～75歳未満で一定の障がいがある方は、広域連合の認定を受けた日

（３）適用除外条件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止等）

（４）他の都道府県の後期高齢者医療被保険者が、転入した日

○医療を受けるときは

病院、医院、薬局などの窓口へマイナ保険証または後期高齢者医療資格確認書をご提示ください。

○費用の一部負担（令和８年８月１日現在）

所得による区分		窓口での負担	【１か月の負担の上限】		年間の負担の上限
			外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並み所得者	Ⅲ課税所得690万円以上	３割	270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％［140,100円］注１		1,680,000円
	Ⅱ課税所得380万円以上		179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％［ 93,000円］注１		1,110,000円
	Ⅰ課税所得145万円以上		85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％［ 44,400円］注１		530,000円



一般	Ⅱ	2割	22,000円（年間上限216,000円）注2	61,500円 [44,400円] 注1	530,000円
一般	Ⅰ	1割	22,000円（年間上限216,000円）注2	61,500円 [44,400円] 注1	530,000円
市民税非課税世帯	区分Ⅱ		11,000円（年間上限96,000円）注2	25,700円 [24,600円] 注1	290,000円
	区分Ⅰ		8,000円	15,700円	180,000円

※入院時の食事代や差額ベッド料などは、計算の対象外となります。

注1　[　]内は過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額です。
注2　年間（8月から翌年7月まで）の限度額となります。

【75歳の誕生日を迎える月の自己負担額の特例】

75歳の誕生日を迎えた月に限り、「誕生日前の医療保険（国民健康保険など）と「誕生日以降の後期高齢者医療制度」の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額となります。

【入院中の食事に係る負担】

所得の区分		1食当たりの食事代	
		指定難病患者	それ以外の患者
現役並み所得者、一般Ⅱ、一般Ⅰ		330円	550円
区分Ⅱ	90日までの入院	270円	
	過去12か月で90日を超える入院※	220円	
区分Ⅰ		130円	

※適用区分が区分Ⅱの認定を受けている期間で、過去の12か月の入院日数の合計が90日を超える方は、長期入院該当者として、食事代が減額されます。入院日数が確認できる領収書などをご準備いただき、申請してください。

【特定疾病にかかる医療】

つぎの特定疾病に係る医療を受けている方で、広域連合の認定を受けたときは、１か月の自己負担限度額が10,000円となります。

●人工透析を実施している慢性腎不全
●血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固Ⅸ因子障害
●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

○所得の区分について

所得の区分	対　象　と　な　る　方	自己負担割合
現役並み所得者	**●被保険者本人の住民税課税所得が145万円以上の方** **●同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方** **現役並み所得者であっても、次のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された方は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」になります。（広域連合で収入の把握ができた方は除く）** ①被保険者が２人以上で、収入の合計額が520万円未満の方 ②被保険者が１人で、収入の額が383万円未満の方 ③被保険者が１人で、収入の額が383万円以上の場合、かつ70歳から74歳の方の収入も含めた合計額が520万円未満の方	３割
一般Ⅱ	**●世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得**が最大の方の課税所得が28万円以上で以下に該当する方 ①世帯に被保険者が１人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 ②世帯に被保険者が２人以上で、被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上	２割
一般Ⅰ	**●現役並みの所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方**	１割
区分Ⅱ	**●世帯の全員が住民税非課税の方で、区分Ⅰ以外の方**	
区分Ⅰ	**●世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を82.65万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が０円となる方**	

○葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った方に、50,000円が支給されます。

★問い合わせ先　福祉医療課 後期高齢者医療係　電話２１４−２１２８（直通）

福祉医療費助成制度（重度心身障がい者等）

病気などのため、医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成します。（入院時の食事代や健康保険の適用ではない診療については助成されません。）

○対象者

下記のいずれかに該当する方。（所得制限があります）

（１）身体障害者手帳１～３級
（２）療育手帳Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１
（３）戦傷病者手帳特別項症から第４項症までで身体障害者手帳４級
（４）65歳以上で６カ月以上寝たきりのため常時介護を受ける方
（５）精神障害者保健福祉手帳１・２級

○申請に必要なものと申請場所

必要なもの…（１）健康保険の被保険者資格情報が確認できるもの
（２）身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、ねたきり状態認定判定書、精神障害者保健福祉手帳
（３）申請者の本人確認ができる書類
（４）転入の方は所得課税証明書（本人、配偶者、扶養義務者等のものが必要です。なお、所定の同意書を提出できた方は、当該証明書が不要になります。詳細は福祉医療課へお尋ねください。）

申請場所……福祉医療課、各事務所、各保健センター、福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先　福祉医療課 福祉医療係　電話２１４－２１２７（直通）

はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度

高齢者の健康保持のため、保険外ではり・きゅう・マッサージを受ける際、その施術料の一部を助成しています。

○対象となる方

（１）70歳以上の方

（２）70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳１・２級に該当する方

（ただし、（１）、（２）とも所得制限あり）

○助成の内容

はり・きゅう・マッサージ受療補助券を１年分として最大６枚交付します。受療補助券を利用した場合、本市で定めた施術料の３分の１の負担（1,500円）で施術が受けられます。

○申請書類

保険外はり・きゅう・マッサージ等受療補助券交付申請書

○申し込みに必要なものと申請場所

必要なもの…（１）身体障害者手帳

（「対象となる人」の（２）に該当する方のみ）

（２）所得課税証明書

［１月～５月に申請する場合］

前年の１月１日に岐阜市に住民票がなかった方のみ

［６月～12月に申請する場合］

本年の１月１日に岐阜市に住民票がなかった方のみ

申請場所……高齢福祉課・各事務所・各保健センター・福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先　高齢福祉課 生きがい対策係　電話２１４－２１７３（直通）